

防衛庁訓令第 1 1 4 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

防衛庁長官 久間 章生

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則
(昭和 2 7 年総理府令第 4 1 号) 第 4 条の規定により、
防衛施設庁長官は、日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号。以下「法」という。）に基づく損失補償額の決定等に関しては、次の各号の定めるところにより行うものとする。ただし、特に重要異例なものについては、その都度、防衛大臣の決定を経るものとする。

（1）法第3条第3項及び第4条第2項の規定により、損失補償申請書及び都道府県知事が意見を記載した書面又は異議の申出を受理すること。

（2）法第3条第3項の規定により、補償すべき損失の有無を調査し、決定すること及び損失を補償すべき場合には、補償額を決定すること。

（3）前号の補償額の決定は、次の算定基準によること。

ア 許可漁業及び自由漁業についての損失補償額は、法第1条の規定による漁船の操業の制限又は禁止（以下「漁船操業制限等」という。）の期間内における平年漁業所得額（制限又は禁止

がなかったならば通常得られたであろう漁業粗収入額から通常要したであろう経営費を控除した額）から実際の漁業所得額（漁業粗収入額から経営費を控除した額）を差し引いた額の 8 割

イ 許可漁業又は自由漁業を営む者に雇用される者についての損失補償額は、漁船の操業制限等によって就労を制限されたため、漁船の操業制限等の期間内に受ける賃金の額（以下「期間内賃金の額」という。）がその通常受けるべき賃金の 8 割の額（以下「通常賃金の額」という。）に達しない場合は、通常賃金の額と期間内賃金の額との差額

(4) 法第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項の規定により、申請者又は申出人に対して通知すること。

(5) 法第 4 条第 2 項の規定により、異議の申出に対し調査審議し、決定すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項の規定による損失の補償等のための事

務手続を定めること。

(7) 防衛施設庁長官は、次のアからウまでに掲げる事務の一部について、防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長に行わせることができること。

ア 法第3条第3項の規定による損失補償申請書及び都道府県知事が意見を記載した書面を受理する事務

イ 法第3条第3項の規定により、補償すべき損失の有無を調査し、決定する事務及び損失を補償すべき場合には、その補償額を決定する事務

ウ 法第3条第3項の規定により、申請者に対して通知する事務

附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。